

第 60 号 議 案

令和 5 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,296千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 6,521	千円 △5,500	千円 1,021
1 繰越金		6,519	△5,500	1,019
	1 繰越金	6,519	△5,500	1,019
(農業改良資金業務勘定)		2,177	△796	1,381
1 繰入金		2,174	△1,833	341
	1 一般会計繰入金	2,174	△1,833	341
3 諸収入		2	1,037	1,039
	1 雑入	2	1,037	1,039
歳入合計		57,941	△6,296	51,645

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 6,521	千円 △5,500	千円 1,021
1 農林水産業費		6,521	△5,500	1,021
	1 農 業 費	6,521	△5,500	1,021
(農業改良資金業務勘定)		2,177	△796	1,381
1 農林水産業費		2,177	△796	1,381
	1 農 業 費	2,177	△796	1,381
歳 出 合 計		57,941	△6,296	51,645